こうとうがっこうとう しゅうがくしえんきん

高等学校等就学支援金



《宮城県公立高等学校 新入学生用》

1. 高等学校等就学支援金とは

【制度概要】

ご家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の 生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等(高専、高等専修学校等を含む)に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。 ただし、<mark>次のいずれかに該当する方は対象となりません。</mark>

- ・保護者等の道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が、<u>50万7,000円以上</u>の方 (年収目安910万円以上の方)
- ・高校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して3年(36月)、定時制・通信制等の場合4年(48月) を超えている方

2. 申請と認定

利用のためには、<u>申請が必要です。</u>(3月下旬頃、高校から申請書を配布します)入学時に、下記①②を学校へ提出します。

- ①申請書
- ②保護者等(=親権者。父母がいる場合は父と母の両方)のマイナンバーを明らかに出来る 書類

入学時に提出された申請書とマイナンバーを基に、受給資格の認定を行います。その後、毎年 7月頃に、ご家庭の所得情報が更新されるので、改めて受給資格の確認を行いますが、この時に は、申請時に提出されたマイナンバーを利用して確認を行うため、基本的に手続は不要です。

※マイナンバーは、法令・条例に定められた必要な範囲内のみで、就学支援に関する事務に 利用します。

マイナンバーを使えば...



入学時にマイナンバーを提出して 認定を受けた場合、その後も所得 制限に該当しなければ、3年間 (定時制・通信制は4年間)、 原則手続不要。(※1)

手続の 4月 時期 **▼**

1年生 2年生 3年生

原則1回

(※1)途中で保護者が変わった場合や、引越等で住所が変わった場合は別に手続が必要になることがありますので、すぐに学校へお知らせください。また、一度所得制限に該当した方が、翌7月以降に再度支給を受けようとするときには、再度申請手続が必要です。 具体的な手続方法は、各学校にお問合せください。 ①~③のいずれかをご用意ください。

- ①マイナンバーカードの 裏面 (コピー)
- ②通知カード (コピー)
- ③マイナンバーが記載 された住民票
 - ※住民票記載事項証明書でも可





お住まいの市区町村の 役所・役場で取得でき ます。

(手数料が必要)

その他、本人確認のためにマイナンバーカードの表面や、身分証明書のコピー等が必要に なる場合があります。詳しくは、学校から配られるお知らせ等を確認してください。

3. 支給額

支給額は、以下のとおりです。

支給額	(全日制・年額)	(定時制・年額)	(通信制・1単位あたり)
	118,800円	32,400円	336円

4. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者(県・市)が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。 生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

牛徒



就学支援金と 授業料を相殺



生徒に代わって就学支援金 を受領し、授業料に充てる

就学支援金の費用を 都道府県に交付



学校設置者 (県・市)



必要書類を提出

■申請書類、提出期限、その他高等学校等就学支援金制度に関することについては、 各学校事務室へお問合せください。

高等学校等就学支援金制度については、文部科学省のホームページをご覧ください。検索を ホームページ: http://www.mext.go.jp/a menu/shotou/mushouka/index.htm

